

議第138号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年9月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

京都市市民スポーツ会館の休館日を変更する必要があるので提案する。